

学科教本訂正表

法令等の一部改正に伴い、教本の内容をつぎのとおり訂正します。訂正箇所（ページ等）を確認のうえ、ご使用ください。

訂正内容

P.37 「35.許可車両（組合せ）専用」の下につきの標識を追加し、以降の標識の番号を繰り下げてください。

36.広域災害応急対策車両専用



広域災害応急対策の実施に関して道路管理者が必要と認める車や人以外は利用できません。

★標識の地色は青、模様が白。

P.127 「NOTE ●限定免許」につきの内容を追加してください。

●サボートカー限定の普通免許

運転できるのは、特定の安全運転支援装置（衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置）が搭載された普通自動車（サボートカー）に限られます。

P.128 「NOTE ●大型自動車の運転資格」をつぎの内容に差し替えてください。

●運転免許の受験資格の特例と若年運転者期間

大型免許、中型免許、第二種免許については、「受験資格特別教習」を修了すれば、「19歳以上で、準中型免許、普通免許または大型特殊を現に受けており、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して1年以上」で受験することができます。

この特例により運転免許を取得した人が、大型免許・第二種免許は21歳、中型免許は20歳に達するまでの間（若年運転者期間）に違反をして一定の基準（P142の初心運転者期間の図参照）に達した場合は、「若年運転者講習」の受講が義務づけられ、これを受講しなかったり、受講後に再び違反をして一定の基準に達した場合は、その免許が取り消しになります。

●このほか、自衛官は19歳で大型免許や中型免許を受験できますが、取得した免許で運転できる大型自動車は自衛隊用の車両のみ、中型自動車は20歳以上で免許取得2年以上になるまでは自衛隊用に限られます。

P.131 「〈2〉仮免許による練習」の②をつぎのとおり訂正してください。

②その車を運転できる第二種免許を受けている21歳以上の人

P.134 「〔6〕高齢者講習」の本文と右側の黄枠をつぎのとおり訂正してください。

①免許証の更新をしようとする人で、更新期間の満了日の年齢が70歳以上の人は、その満了日前の6カ月以内に公安委員会などの行う高齢者講習（または政令で定める講習など）を受けなければなりません。

②更新期間の満了日の年齢が75歳以上の人は、高齢者講習に加え、認知機能検査を受けるか、認知症に関する医師の診断書を提出しなければなりません。さらに、過去3年間に一定の違反歴がある場合は、運転技能検査を受け、更新期間内に合格できないと免許証の更新をすることができません。

政令で定める講習など

- ①特定任意高齢者講習
- ②運転免許取得者教育

認知機能検査

記憶力や判断力の低下があるかどうか測定する検査

運転技能検査の対象の違反

信号無効、通行区分違反、通行帯違反等、速度超過、横断等禁止違反、踏切不停止等・しゃ断踏切立入り、交差点右左折方法違反等、交差点安全進行義務違反等、横断歩行者等妨害等、安全運転義務違反、携帯電話使用等

訂正内容

P.218 「5.霧のときの運転」の本文（2）まで）をつぎのとおり訂正してください。

5.霧のときの運転

霧や吹雪のときは視界が悪くなるため、前照灯やフォグランプ（霧灯）を点灯したり、警音器を使用したりしながら、速度を落として慎重に走行しましょう。

①前照灯などの使用

霧や吹雪の中を走行するときは、前照灯またはフォグランプを早めにつけましょう。前照灯の場合は、上向きにすると乱反射がかえって前方が見えにくくなるので、下向きにします。

②走行上の注意

進行方向が見えにくいので、中央線やガードレール、前車の尾灯などを目安にし、十分に速度を落として走行しましょう。

また、窓を開けられるときは、少し開けて音で周囲の状況を確認かめることも大切です。

少しでも不安を感じるときは、早めに駐車場など、路肩以外の安全な場所に退避し、天候の回復を待つようにしましょう。

P.273 「①乗車定員と積載の制限」の表の一部をつぎのとおり訂正してください。

車の種類	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車	自動車検査証が軽自動車届出済証に記載されている最大積重量	自動車の長さ×1.2以下（長さ+前後1/10以下）	自動車の幅×1.2以下（幅+左右1/10以下）
中型自動車	＊ミニカーは90kg		地上から3.8m以下☆
準中型自動車	＊特定の普通自動車など★		
普通自動車	の①は1,500kg、②は1,000kg		＊三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車の高さは、2.5m以下
大型特殊自動車			
小型特殊自動車	700kg	自動車の長さ×1.2以下（長さ+前後1/10以下）	自動車の幅×1.2以下（幅+左右1/10以下）

P.274 「EXERCISE」の③をつぎのとおり訂正してください。

③出発地の警察署長の許可を受ければ、長さの制限を超える荷物を積むことができます。

P.287 「NOTE ●車の使用者、安全運転管理者などの義務」の「2.安全運転管理者などの義務」の④の前につぎの内容を挿入してください。

●運転前後に運転者の酒気帯びの有無を目視などで確認し、その記録を1年間保存すること

＊この部分は、令和4（2022）年10月1日から、つぎの内容に変更されます。

●運転前後に運転者の酒気帯びの有無を目視とアルコール検知器で確認すること

●酒気帯び確認の記録を1年間保存し、アルコール検知器を常に使えるようにしておくこと